

〔大鏡太政大臣頼忠〕をとく君只今按察大納言公任と申す。○中かの大納言殿、無心の事一度ぞのたまへるや、御いもうとの四條の宮○遅后にたゞせ給ひて、はじめてうちへ入たまふに、西洞院のぼりにおはしませば、東三條のまへをわたらせ給ふに、大入道殿兼家○藤原も故女院○詮もむねいたくおぼしめしけるに、按察大納言殿は后の御せうとにて、御心ちよくおぼされけるまゝに、御馬をひかへて、この女御子○詮はいつか后にたち給ふらんと、うち見いれてのたまへりけるを、殿をはじめたてまつりて、其御ぞうやすからずとおぼしけれど、をとく宮一條○一おはしませば、たけくぞよその人々もやくなくもの給ふかなとき、給ふ、一條院位につかせ給へば、又女御后にたゞせ給ひて内に入給ふに、この大納言啓のすけにつかうまつり給ふに、出車よりあふぎをさし出して、やゝ物申さんと女房のきこえければ、何事にかとてうちより給へるに、辨内侍かほをさしいだして、御いもうとのすばらの后は、いづくにかおはすると聞えかけたりけるに、先年の事をおもひおかれたるなりけり、みづからだにいかにとおぼえつる事なれば道理なり、なくなりぬる身にこそとおぼえしかとこそその給ひけれ、されど人がらよろづによくなり給ひぬれば、ことにふれてすてられ給はず、かのないしのとがなるにてやみにき。

〔小右記〕寛弘九年○長和四年十六日癸丑、入夜資平來云、右衛門督○藤原懷、云、昨參内候御前、○三被仰雜事次云、左大臣○藤原爲我無禮尤甚。此一兩日寢食不例、頗有愁思、必被天責歎、太不安事也者、所被仰之趣、極以多々爲相府御氣色不宜、其次被仰云、右大將乎實資○我方人爾云云、召可然之人云合雜事、亦有何事哉者、十八日乙卯、入夜修理大夫來談雜事、多立后間雜事也、少々事相示了、四條宮立給間記、又々撰出可送之由同示了、事多有鬱氣、廿六日癸亥匠作示送云、明日立后事、左相府不可被行、仍今日差藏人可被仰遣右相府○藤原顯光者、廿七日甲子、内豎來云、先式部仰云、大臣三人

○藤原光、同公季、同

季

有障不參、已剋以前可參内者、不知何事、所推量者、若今日立后事歟、憚左相府所不被